

奈良地方検察庁記者会見開催要領

1 定例会見及び臨時会見

定例会見は、原則として、第2、第4水曜日の午後4時から奈良法務合同庁舎会議室で実施することとし、臨時会見は、必要に応じて実施します。

2 連絡方法

定例会見は、変更がある場合のみ連絡することとし、臨時会見は、原則として開催1時間前にその旨を通知します。

3 受付

定例会見及び臨時会見に際しては、庁舎1階に受付を設けて参加者の確認を行います。

4 留意事項

下記奈良地方検察庁記者会見参加規約を遵守するほか、奈良法務合同庁舎庁舎管理者の指示に従ってください。

記

奈良地方検察庁記者会見参加規約

- ① 当庁に来庁している事件関係者の方々のプライバシーを保護する必要があるため、記者会見場以外には絶対に立ち入らず、また、これら関係者のプライバシーを侵害するような行為に及ばない。
- ② 記者会見場はもとより、庁舎内の行動に当たっては職員の指示に従う。
- ③ 記者会見中に会見状況を画像、音声又は電子情報等で配信しない。
- ④ ビデオカメラ、カメラ等による撮影は、当庁が事前に許可した場合を除き行わない(当庁が許可した場合であっても、撮影は冒頭部分のみとし、撮影方法等については職員の指示に従う。)。
- ⑤ 参加希望者多数の場合は、抽選又は先着順等適宜な方法で参加者が限定される場合があることを了解する。
- ⑥ 記者会見等の適正かつ円滑な進行を阻害するような行為をしない。
- ⑦ 上記事項に反する行為をした場合には、直ちに参加登録を抹消されるとともに、今後の登録申請はできないことを了解する。